最低制限価格の設定及び公表要領

令和７年９月１日改訂

（最低制限価格設定の対象事業）

第１条　（公社）徳島森林づくり推進機構事業発注要綱（以下「発注要綱」という。）に基づき外注する次の事業について、最低制限価格を設定するものとする。

（1）発注要綱第２条の（3）林業専用道に関する事業

（2）発注要綱第２条の（4）のうち森林境界明確化事業

（最低制限価格算出）

第２条　最低制限価格（税抜き）の算出については、次によるものとする。

「最低制限価格（税抜き）＝最低制限基本価格（税抜き）×ランダム係数」

なお、最低制限価格（税抜き）及び最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

最低制限基本価格（税抜き）の算出については、次によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。

（1）前条（1）の事業

「直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68」

ただし、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の 9.2/10 を超える場合は、予定価格の 9.2/10 を最低制限基本価格とし、予定価格の 7.5/10 に満たない場合は予定価格の 7.5/10 を最低制限基本価格とする。

（2）前条（2）の事業

航空レーザ測量を含む事業については「直接費＋間接費×0.55」

ただし、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の 8.5/10 を超える場合は、予定価格の 8.5/10 を最低制限基本価格とし、予定価格の 2/3 に満たない場合は予定価格の 2/3 を最低制限基本価格とする。

その他の事業については「直接費＋間接費×0.5」

ただし、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の 8.1/10 を超える場合は、予定価格の 8.1/10 を最低制限基本価格とし、予定価格の 2/3 に満たない場合は予定価格の 2/3

を最低制限基本価格とする。

（公表の方法）

第３条　最低制限価格の公表は、落札者決定後インターネットにより電磁的に閲覧に供する方法により行うものとする。

附　則

平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この改訂は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この改訂は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この改訂は、令和７年９月１日から施行する。

ランダム（無作為）係数の算出について

最低制限価格，低入札価格調査基準価格及び失格基準価格において用いられるランダム（無作為）係数の算出方法について，次のとおり定めるものとする。

１．ランダム係数とは

電子入札システムにおいて、入札参加者が入力する任意の３桁くじ番号と入札書受信日時の秒（ミリ秒単位の下3桁を使用）をもとに自動的に算出される無作為の数字とする。

２．ランダム係数の値

「1.0000～1.0060」の範囲で0.0005刻みの１３通りの数値とする。

ランダム（無作為）係数の値

ランダム係数	1.0000	1.0005	1.0010	1.0015	1.0020	1.0025	1.0030
	1.0035	1.0040	1.0045	1.0050	1.0055	1.0060	

３．ランダム係数の算出方法

ランダム係数については，次の方法により算出する。

① すべての入札参加者のくじ番号（３桁）と入札書受信日時のミリ秒単位（下3桁）の総和を算出する。

紙入札で参加の場合，くじ番号は０００とし，入札書受信日時は，入札機関が入力した時刻とする。

② ①により算出した総和を13で除し、余りを求める。

③ 求めた余りを基にランダム係数対応表により、ランダム係数を決定する。

ランダム係数対応表

余り	0	1	2	3	4	5	6
ランダム係数	1.0000	1.0005	1.0010	1.0015	1.0020	1.0025	1.0030
余り	7	8	9	10	11	12	
ランダム係数	1.0035	1.0040	1.0045	1.0050	1.0055	1.0060	